

生活援助中心型に係る新研修のカリキュラムの検討状況について

- 生活援助中心型のサービスに従事する者に係る新研修の研修内容については、現在実施中の下記の事業を内容とする委託事業において実証等を含めて検討した上で、年度内に関係告示・通知において、研修科目及び時間数・研修の指針等を定める予定である。

<委託事業内容>

- (1) 生活援助を中心にサービス提供を行う訪問介護員を養成する研修カリキュラム・教材の検討（カリキュラムの検討、試行研修用の教材の作成）
- (2) 試行研修の実施（研修実施機関と連携して実施）
- (3) 試行研修の受講に基づくサービス提供による実証・評価
- (4) 研修カリキュラム・教材の見直し
- (5) 報告書のとりまとめ

※ 現在、(2) 試行研修を終了し、(3) サービス提供による実証事業を順次実施中。

(1) 生活援助を中心にサービス提供を行う訪問介護員を養成する研修カリキュラム・教材の検討

当事者団体、利用者側、事業者側、学識経験者からなる検討委員会を設置し、研修内容を検討する。

1) カリキュラムの検討

初任者研修のカリキュラムを参考として、生活援助を主に行う介護職員育成のための研修カリキュラムを策定し、カリキュラムに沿った学習用の教材を作成する。作成に当たっては、介護サービスの基本を理解して現場の状況に応じて適切な生活援助サービスを実践できる職員の育成を目指す。

2) 試行研修用の教材の作成

1) で検討したカリキュラムに沿った試行研修を行うための教材を作成する。具体的には、試行研修用のテキスト、自己学習用の確認課題、修了評価用の課題、指導の手引き案などを作成する。

(2) 試行研修の実施

現行の介護職員初任者研修の実績を有する研修実施機関と連携し、本事業で検討するカリキュラムに沿った試行的研修を円滑に実施する。

(3) 試行研修の受講に基づくサービス提供による実証・評価

訪問介護事業所を有する法人を公募し、試行研修の受講に基づくサービス提供による実証を行う。

実証参加者のサービス提供の状況や記録作成、報告などの状況に基づき、カリキュラムの妥当性、研修の有効性を評価するための手法、評価項目を設定し、評価、分析を行う。

(4) 研修カリキュラム・教材の見直し

実証事業の結果を踏まえ、検討委員会において、研修内容・教材の見直しについて検討する。

実証参加者の知識や技術の習得状況や現場での対応能力の評価結果に基づき、研修カリキュラム、研修内容や教材の内容の妥当性、見直すべき点について検討する。具体的には、各研修項目について、研修の目標に対する達成度の全体的な傾向を分析することにより、研修内容の妥当性、不足の有無を確認し、より強化すべき項目や、より定着させるための研修手法などについての検討につなげる。

(5) 報告書のとりまとめ

実施内容をとりまとめ、報告書を作成する。

※ 報告書の内容を検討の上、年度内に関係告示・通知を発出する予定。

- 第153回社会保障審議会介護給付費分科会の資料5（介護人材関係について）の18ページについて、以下のとおり訂正する。

はり師又はきゅう師の資格を持つ者が機能訓練を行っている事業の割合

(誤) 通所介護事業所 1. 6%

↓

(正) 通所介護事業所 6. 8%

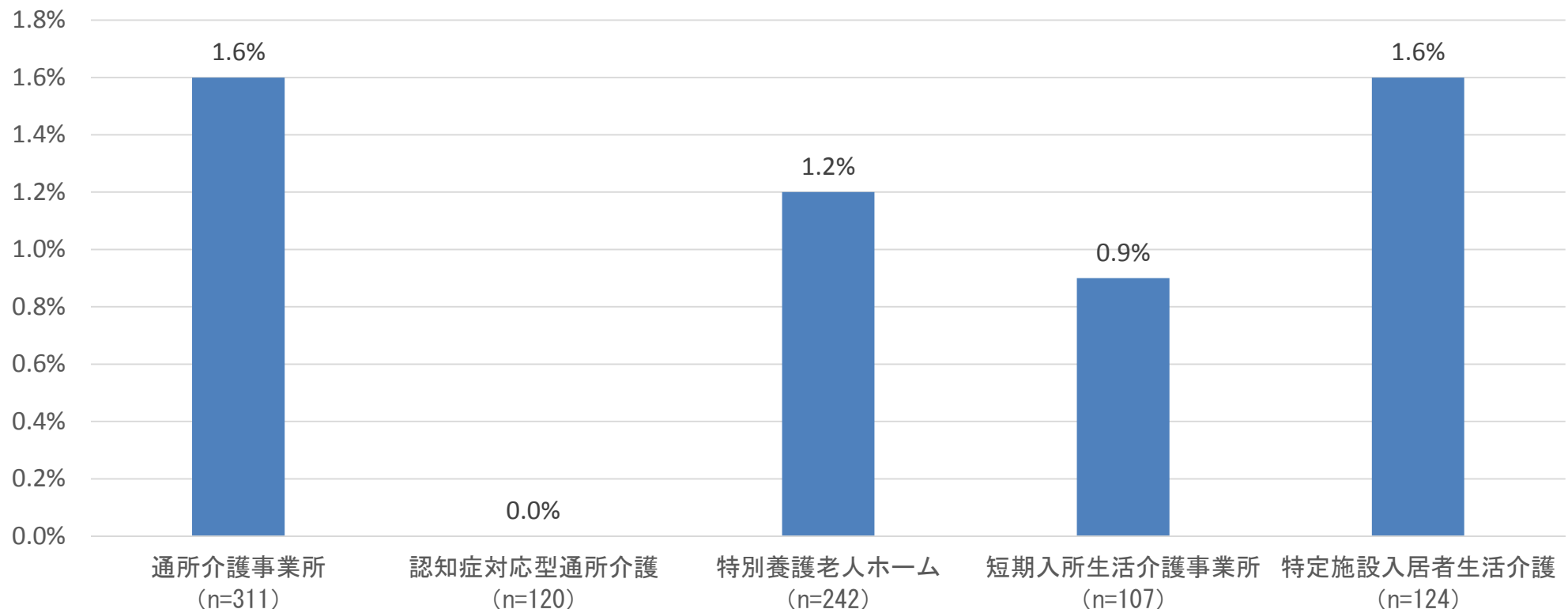
はり師、きゅう師の資格を持つ者による機能訓練について

- 一部の事業所において、はり師、きゅう師の資格を持つ者が機能訓練を行っている。

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日 老企第25号）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

はり師又はきゅう師の資格を持つ者が機能訓練を行っている事業所の割合



(出典) 平成28年度老健事業「介護サービスにおける機能訓練の実態調査」

はり師、きゅう師の資格を持つ者による機能訓練について

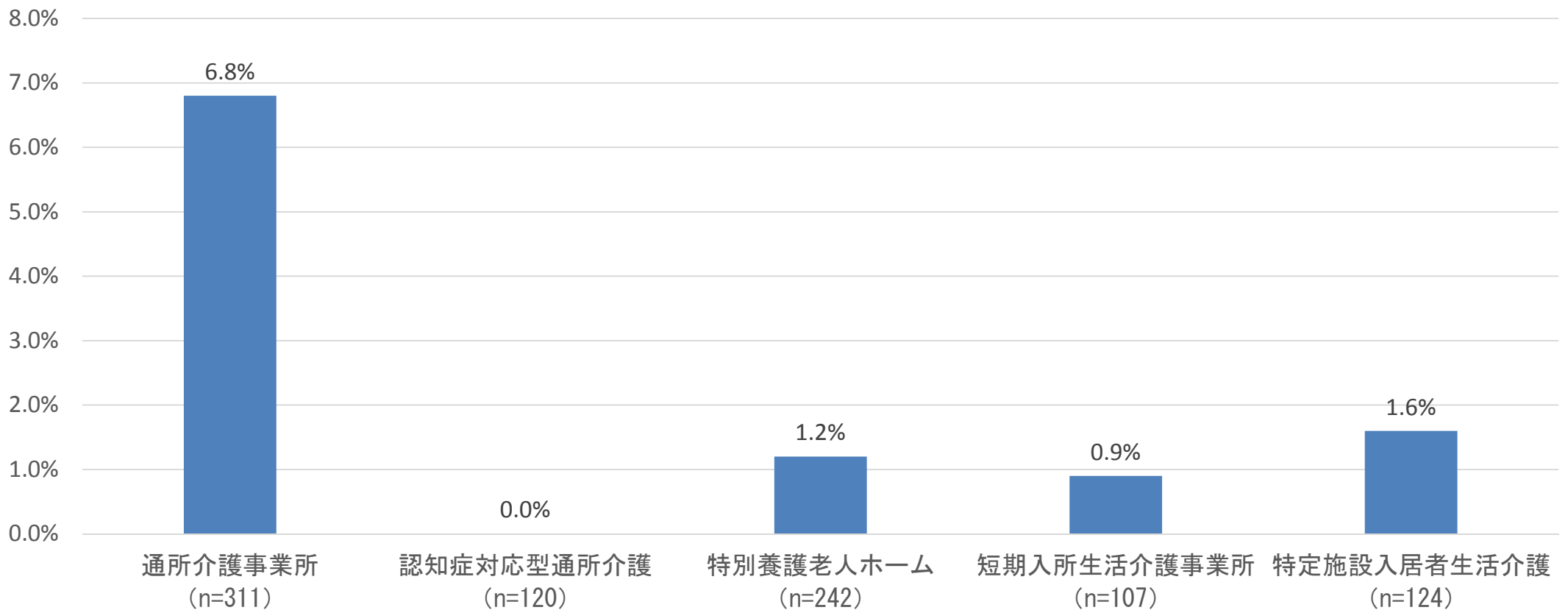
差替

- 一部の事業所において、はり師、きゅう師の資格を持つ者が機能訓練を行っている。

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日 老企第25号）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

はり師又はきゅう師の資格を持つ者が機能訓練を行っている事業所の割合



(出典) 平成28年度老健事業「介護サービスにおける機能訓練の実態調査」



社保審発0126第1号
平成30年1月26日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

社会保障審議会
会 長 西村 周三

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）について（答申）

平成30年1月26日厚生労働省発老0126第1号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。

資料の一部訂正について

○ 別紙 別紙 1—4 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号） 該当ページ（通し番号 P338）

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき~~200490~~単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、1月につき~~10050~~単位を所定単位数に加算する。

（新設）

○ 別紙 別紙 1—5 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号） 該当ページ（通し番号 P472）

3 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき~~200490~~単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、1月につき~~10050~~単位を所定単位数に加算する。

（新設）